

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課

助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における
連携について（再周知）

助産所においては、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 19 条の規定により、嘱託医師、嘱託医療機関等（以下「嘱託医師等」という。）を定めておかなければならないとされているが、この規定については、緊急時等他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送および受入が行われるべきものであることについて、別添の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発 0330010 号厚生労働省医政局長通知）及び「助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（通知）」（平成 25 年 8 月 30 日付け医政総発 0830 第 3 号・医政指発 0830 第 2 号・医政看発 0830 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・指導課長・看護課長連名通知）により周知しているところです。

再度、上記の取扱いについて関係者へ周知いただくとともに、周産期医療に関する協議会等を活用し、引き続き、適切な周産期医療提供体制の整備にご協力をお願いします。

(参考)

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330010 号厚生労働省医政局長通知)(抄)

第 3 病院等の管理に関する事項

1・2 (略)

3 助産所に関する事項について

(3) 嘱託医師等に関する事項について

- ① 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第 19 条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならないものとしたこと。(新省令第 15 条の 2 第 1 項関係)
- ② 新省令第 15 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが同条第 1 項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができることとしたこと。(新省令第 15 条の 2 第 2 項関係)
なお、この場合には必ずしも嘱託医師の個人名を特定させる必要はない。
- ③ 助産所の開設者は、嘱託医師による新省令第 15 条の 2 第 1 項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならないものとしたこと。(新省令第 15 条の 2 第 3 項関係)

なお、嘱託を受けたことのみをもって、嘱託医師等が新たな義務を負うことはないことにご留意いただきたい。

また、嘱託医師等は、分娩時等の異常への対応に万全を期するために定めるものであるが、必ず経由しなければならないという趣旨ではない。実際の分娩時等の異常の際には、母子の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所による対応をされたい。

(参考)

「助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間における連携について（通知）」（平成 25 年 8 月 30 日付け医政総発 0830 第 3 号・医政指発 0830 第 2 号・医政看発 0830 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・指導課長・看護課長連名通知）（抄）

医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 19 条及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 15 条の 2 の規定により、助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、嘱託医師等を定めておかなければならないとされている。

この規定については、緊急時等他の病院又は診療所に搬送する必要がある際にも、必ず嘱託医師等を経由しなければならないという趣旨ではなく、実際の分娩時等の異常の際には、妊産婦及び新生児の安全を第一義に、適宜適切な病院又は診療所への搬送及び受入れが行われるべきものであるから、関係者においては、この考え方に基づいて適切に対応されたい。

また、地域における周産期医療体制を構築し、妊産婦及び新生児の安心・安全の確保を図るためには、日頃より、助産所、嘱託医師等並びに地域の病院及び診療所の間で妊産婦に関する情報共有を図るとともに、緊急時の対応を事前に協議すること等により、一層緊密な連携体制がとられるよう努められたい。

問い合わせ先

厚生労働省医政局地域医療計画課 檜山 前中 片岡

電話番号：03-3595-2185